

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		都市再生推進法人の指定
根拠条例・規則等名		都市再生特別措置法
条 項		第 1 1 8 条第 1 項
所 管 部 課		都市局 まちづくり推進部 市街地整備課（電話：048-829-1464）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>(1) まちづくりの推進を活動目的としていること。</p> <p>(2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。</p> <p>(3) さいたま市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。</p> <p>(4) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。</p> <p>(5) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。</p> <p>(6) 関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができることと認められること。</p> <p>(7) 申請者又はその母体となっている組織が、次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）でないこと。</p> <p>(イ) 暴力団の構成員又は暴力団と密接な関係を有する者が所属していないこと。</p>
	設定等年月日	平成 2 8 年 6 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	<p>（未設定）</p> <p>申請実績が少なく、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難であるため。</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		